

税務局広告事業要領

（趣旨）

第1条 この要領は、大阪府広告事業要綱（以下「要綱」という。）及び大阪府広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、税務局の広告事業実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（広告の規格）

第2条 広告の規格については、広告媒体、掲載位置、サイズ等を考慮して別に定めるものとする。

（広告審査会の設置）

第3条 広告の掲載の可否を審査するため広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（審査会の組織）

第4条 審査会は、税務局長、税政課長及び徴税対策課長を審査員として構成するものとする。
なお、審査員は、必要に応じて加えることができるものとする。

（審査会の開催）

第5条 審査会は、広告事業を受託する者（以下「広告主」という。）の募集終了後に開催し、広告内容を審査する。

（広告主の募集）

第6条 広告主の募集は、公募により行うものとする。
2 前項の公募は、大阪府ホームページに広告募集を掲載することにより行うものとする。

（掲載できない広告内容等）

第7条 次の（1）から（3）に該当する場合は広告掲載できないものとする。

（1）広告内容が次のアからウのいずれかに該当する場合

ア 要綱第3条及び掲載基準第3項を逸脱するもの

イ 大阪府の施策の推進を阻害する広告であって妥当でないと認められるもの

ウ その他、掲載される広告として適当でないと認められるもの

（2）掲載基準第2項に該当する場合

（3）広告掲載を申し込む者について府税に未納がある場合

なお、広告代理店が申し込む場合にあっては、広告を掲載する者も含む。

（広告の申込み）

第8条 次条の規定による選定を受けようとする者は、第6条の公募に応じて、別に定める広告掲載申込書を知事に提出するものとする。

(広告主の選定)

第9条 知事は広告掲載希望者から前条の規定による申込みがあったときは、最高の価格をもって申込みをした者のうち、申込書に記載された広告内容が、審査会において認められたものを広告主として決定する。

2 ただし、最高の価格をもって申込みをした者の広告内容が適当でない場合には、最高に次ぐ価格をもって申込みをした者について前項の選定を行う。

3 前2項の規定により選定された広告掲載希望者が2者以上のときには、抽選により決定する。

(広告料)

第10条 広告掲載申込書に記載する広告料については、別に定めるものとする。

2 広告デザインの作成に要する費用は広告主の負担とし、広告料には含まない。

(広告料の納付)

第11条 広告主は、前条に規定する広告料を、知事が指定する期日までに一括で納付するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、税政課長が定める。

附 則

この要領は、平成19年12月20日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年11月26日から施行する。

この要領は、平成25年12月4日から施行する。

この要領は、平成28年10月4日から施行する。